

医療費助成の対象を「小・中学生まで拡大」

これまで、小学校就学前の子どもを対象に医療費の一部助成を行っていましたが、4月診療分から、対象者を「中学3年生」まで拡大しました。

新たに対象となる小学生・中学生の子どもが助成を受けるためには、受給資格の認定申請を行い、「受給者証」の交付を受ける必要があります。

申請をしていない人は、早めに手続きをしてください。なお、すでに、ひとり親または障害者福祉医療受給者証を持っている人および生活保護受給者は、手続きする必要はありません。

▶対象者

市内に住所がある小学1年生から中学3年生までの児童・生徒

▶認定申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②対象児童・生徒の健康保険証の写し
- ③申請者（保護者）名義の預金通帳の写し

▶対象となる医療費

医療機関などに支払った自己負担額のうち、保険診療分が対象となります。ただし、高額療養費や家族療養附加金などの給付金がある時は、その金額を除いた分が対象となります

▶助成金額

1カ月ごと、病院ごとに次の自己負担額を差し引いた金額を助成します

| 診察・入院日数 | 1日 | 2日以上 |
|---------|------|-------|
| 自己負担額 | 800円 | 1600円 |

※院外処方薬代は、保険診療分でかかった全

額を助成します（自己負担額はありせん）

▶助成方法

医療費をいったん医療機関などへ支払ってください。後日、申請により助成金額を指定口座へ振り込みます

※乳幼児（小学生未満）の助成方法は、変更ありません

▶助成申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②支給申請書（資格認定後、「受給者証」と一緒に交付します）
- ③医療費の領収書

※申請書に医療機関などから自己負担額の証明を受けた場合は、領収書の添付は必要ありません

▶申請・問い合わせ先

こども課こども家庭班（☎63-1111 内線278）
有明支所（☎68-1111 内線506）

市役所の人事異動

平成27年4月1日付で、105人の人事異動を行いました。

課長級以上の異動は次のとおりです。

■課長級

| 所 属 | 氏 名 | 所 属 | 氏 名 |
|-----------------------|-------|----------------|-------|
| 秘書人事課長 | 山口 一久 | 福祉課ねんりんピック推進室長 | 吉田 正久 |
| 総務課長兼庁舎建設準備室長 | 松本 久利 | 産業政策課長 | 片山 武則 |
| 税務課長 | 宮崎 敏郎 | 農林水産課長 | 松田 敏明 |
| 市民安全課長 兼市民相談センター所長 | 安永 宏利 | しまばらブランド営業課長 | 堀 浩明 |
| 福祉課長兼福祉事務所次長 | 湯田 喜雅 | 道路課長 | 兼元 善啓 |
| 保険健康課長 | 石本 博徳 | 会計管理者兼会計課長 | 松本 直樹 |

■部長級

| 所 属 | 氏 名 |
|-------|-------|
| 市長公室長 | 東村 晃二 |
| 市民部長 | 田上 伸一 |
| 産業部長 | 西村 栄 |